

11年ぶりの
継続版

企業のリスク回避・内部統制にも役立つ

企業不祥事事典Ⅱ

一ケーススタディ 2007-2017

結城 智里 監修

A5・400頁 定価(本体5,550円+税) ISBN978-4-8169-2717-1 2018年5月刊行

製品の不具合・リコール、食品の偽装、データ改ざん、
経営者・社員の犯罪、企業の不正会計など

様々な不祥事の実例から学ぶ

- 2007～2017年に新聞、テレビ、雑誌などで大きく取り上げられた企業の不祥事315件を記録した事典です。『企業不祥事事典一ケーススタディ150』(2007.7刊)につづく最新版。
- 特に社会的影響の大きかった100件については、事件の背景、発端、経過、企業の対応やその後などを、経済系シンクタンクとして調査・研究を行っている(財)機械振興協会BICライブラリの結城智里監修のもと、時系列に記述・解説しました。各項目ごとに参考文献も記載しています。
- 「事項名索引」付き。

■ 監修者プロフィール ■ 結城 智里 ゆうき・ちさと

慶應義塾大学図書館情報学科卒。機械振興協会経済研究所情報創発部調査役。ビジネス支援図書館推進協議会理事。
編著に『企業名変遷要覧2』(日外アソシエーツ 2015)。

【収録事例】

〈ガバナンス—経営者関与〉

ミートホープ食肉偽造工作事件
オリンパス巨額損失隠し
格安旅行でみるみる破産
PEZY、スパコン助成金詐欺事件
東芝歴代社長ら、不正取引関与

〈ガバナンス—従業員関与〉

東芝社員が架空リース詐欺
加ト吉、循環取引問題
商工中金、不正融資問題
東レハイブリットコード検査データ改ざん
神鋼鋼線強度データ改ざん
日銀松江支店から情報流出

〈製造物責任・事故・商品サービス瑕疵〉

タカタ製エアバッグ問題
ソニー個人情報流出事件

〈日本型企業風土〉

JR東日本、信濃川発電所不正取水
九州電力、「やらせ」メール問題
日産、スバルで無資格完成検査

〈マスコミ・その他〉

関西テレビ、情報番組でねつ造
大手教科書出版教科書採用で無償提供
NHK報道番組で「やらせ」
大相撲、横綱暴行事件 ……etc.

2018.4

お問い合わせは… 日外アソシエーツ 営業局

TEL.03-3763-5241(代) FAX.03-3764-0845
〒140-0013 東京都品川区南大井6-16-16 <http://www.nichigai.co.jp/>

■ 貴店名

注文書

企業不祥事事典Ⅱ 一ケーススタディ2007-2017

定価(本体5,550円+税) ISBN978-4-8169-2717-1

冊



9784816927171

category	ガバナンス—経営者関与
CASE 001	NOVA経営破綻、 受講費未返還問題
date	2007.06.13
commercial name	NOVA
scandal type	経営破綻

事件の背景

1981年8月、猿橋望が英会話学校「NOVA（ノヴァ）」（統括本部・大阪市中央区西心斎橋）の前身にあたる有限会社ノヴァ企画を創業した。1996年11月に株式を店頭公開（現・ジャスダック上場）し、その収益を投入して、テレビ電話を使って自宅で24時間レッスンを受けられる「お茶の間留学」システムを開発。「駅前留学」のキャッチコピーや「NOVAうさぎ」のコマーシャルで知名度を高めるとともに、低価格や受講の手軽さを売りに拡大路線を推し進めて業界最大手に成長。ピーク時には教室数1,000ヶ所弱、受講生は約50万人に達した。

しかし、急成長の一方で講師の数が不足するようになり、契約者との間で事前説明と違い受講予約が取れない、中途解

約時に返還される受講料が不当に少ないなどのトラブルが多発。全国の国民生活センターなどへの苦情や相談は2001年に583件、2005年には1,000件を超え、2006年には1,955件に達した。また、受講料の返還を求めて訴訟を起こす動きが広まっていった。

講師不足に加え、1999年の特定商取引法改正も、トラブルを引き起こす一因となった。契約期間が長期にわたり、サービスの効果に不確実さを伴う特定継続的役務提供契約（語学教室、エステティックサロン、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）について、理由のいかんを問わず利用者に中途解約の権利が認められたことで、語学学校で中途解約が増加したのである。

事件の発端

2007年2月14日、経済産業省は、

東京都と合同でNOVAの本部などへ特定商取引法に基づく立ち入り検査を実施した。

4月3日、最高裁は、中途解約した受講者が受講料の返還を求めた訴訟で、NOVAの定めた清算方法は特定商取引法に反するとして、1・2審同様に請求額全額の返還を命じ、同社の上告を棄却した。同社では事前に購入したポイントを使用することで授業が受けられ、ポイントの購入量が多いほど単価が安くなるシステムになっていた。しかし、中途解約する際には、使用済みポイントの単価を購入時の単価より高額で計算し、返還される受講料から差し引いていた。本訴訟の場合、訴人は600ポイントを単価1,200円で購入し、386ポイントを使用した後に解約。同社は使用済みポイントについて、300ポイントを購入したものに相当する単価1,750円で計算し、返還金から差し引いていた。これに対し、訴人は購入時と同額の単価1,200円で計算するべきだとして、差額の返還を求めていた。判決では、同社の清算方法は特定継続的役務提供契約の中途解約権を必要以上に制限しているとして、使用済みポイントは購入時の単価を用いて計算すべきとの判断が示された。

4月13日、経産省は、4月3日の最高裁判決を受けて、特定商取引法の通達を改正。特定継続的役務提供契約を中途解

約する場合、業者は契約時の単価を上限として計算しなければならなくなった。従来は、契約時より高い単価で計算することを、合理性がないとはいえないとして容認していた。

6月13日、経産省は、NOVAに特定商取引法違反行為があったとして、1年を超えるコースおよび授業時間数が70時間を越えるコースの新規契約について、6ヶ月間の業務停止を命令した。2月に行われた立ち入り検査の結果、曜日や時間帯によっては予約が取りにくいにも関わらず、勧誘の際にいつも予約が取れるかのように説明した（不实告知）、年間を通じて入学金全額免除を実施していたのに、期間中は入学金免除とするキャンペーンを実施した（誇大広告）など、18件の違反行為が認定された。語学学校に対して同法に基づく業務停止命令が出たのは初めて。同日、東京都も消費生活条例に基づく業務改善勧告を行った。

事件の経過

最高裁判決や経産省による行政処分の影響で、中途解約が急増するとともに、新規契約が激減。資金繰りが悪化し、7月に日本人従業員の給与（夏のボーナスおよび給料）が、9月には外国人講師の給与が遅配となった。

8月、NOVAが2007年4～6月期決

算を発表した。売上高は前年同期比3割以上減少し、税引後利益は24億円の赤字。同期間の中途解約は7,880件、返金額は計16億2,200万円で、1年分として引き当てていた金額を上回った。

9月末、合理化の一環として、約50教室が閉鎖された。

10月26日未明、猿橋社長不在でNOVAの臨時取締役会が開かれ、会社更生法の適用を申請することが決定し、猿橋社長が前日付で代表取締役を解任された。猿橋社長は創業以来、ワンマン経営で同社を急成長させてきたが、会社への思い入れが強すぎてスポンサー探しに失敗。たびたび連絡がつかなくなったり、遅配について十分な説明がなかったことなどもあり、社内での不満が高まっていた。

10月26日、NOVAが大阪地裁に会社更生法の適用を申請し、全教室を閉鎖。同日、申請が受理され、ただちに保全管理命令が出された。負債総額は7月末時点で439億円。

11月6日、NOVAは、学習塾などを全国展開している「ジー・エデュケーション」に一括して営業譲渡することで同社と合意した。11月14日、ジー・エデュケーション（名古屋）が「ジーコムNOVA」のブランドで教室を再開。2010年10月にはブランドが「NOVA」に戻された。

11月15日、営業譲渡に伴い事業の実態がなくなることから、会社更生手続きを棄却。11月26日、大阪地裁が破産手続開始決定した。

11月27日、NOVAの負債総額が855億円に達することが明らかになった。内訳は未消化分の前払い受講料570億円、労働債務（未払いの給与）40億円、金融債務45億円など。その後、前払い受講料を含む一般債権者への配当はほとんど行われなかった。

事件のその後

2008年6月24日、大阪府警は、NOVAの社員互助組織の積立金約3億2,000万円を不正に流用したとして、猿橋元社長（56）を業務上横領の容疑で逮捕した。逮捕容疑は、2007年7月20日に互助組織「社友会」の預金口座に積み立てられた3億2,000万円を横領し、同社の倒産を防止するため、受講料の返金にあてた疑い。7月15日、大阪地裁が猿橋元社長を業務上横領罪で起訴。2009年8月26日、大阪地裁は、業務上横領の罪で、猿橋元社長に対して懲役3年6ヶ月（求刑：懲役5年）の実刑判決を言い渡した。9月2日、弁護側が控訴。2010年12月2日、大阪高裁は、横領金は全て受講者への返金にあてられ、個人的な利得はなかったとして、一審判決を破棄。猿橋元社長に懲役2年の

実刑判決を言い渡した。その後、弁護側猿橋元社長の上告を棄却。懲役2年の実刑判決が確定した。

参考文献

webサイト

- ◆経済産業省「特定継続的役務における中途解約時の清算に係る考え方について—最高裁判所の判決を受けた特定商取引法の通達の改正」
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/pdf/tuutatsukaisei.pdf>
- ◆同上「特定商取引法違反の特定継続的役務提供事業者（外国語会話教室）に対する行政処分について」
<http://juku.life.coocan.jp/News/Pdf/070613nova.pdf>
- ◆朝日新聞「NOVA負債、総額855億円に」
<http://www.asahi.com/special/071027/OSK200711270078.html>
- ◆同上 2007年06月13日
<http://www.asahi.com/special/070614/TKY200706130158.html>
- ◆同上 2007年10月26日
<http://www.asahi.com/special/071027/OSK200710260006.html>
- ◆ウィキペディア「ノヴァ（外国語教室）」および脚注のリンク先の各記事
https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%8E%E3%83%B4%E3%82%A1_%E5%A4%96%E5%9B%BD%E8%AA%9E%E6%95%99%E5%AE%A4

雑誌・書籍・新聞記事

- 毎日新聞縮刷版（2007～2008年）
- 読売新聞 2008年版
- ◆毎日新聞「NOVA:元社長を逮捕 積立金流用時、数億円の資産保有」（2008.6.25 朝刊 1頁 写図有）
- ◆同上「NOVA:社員積立金流用 業務上横領罪、元社長起訴」（2008.7.16 朝刊 29頁 写図有）
- ◆同上「NOVA:社員積立金流用 猿橋元社長に実刑判決 懲役3年6月—大阪地裁【大阪】」（2009.8.27 朝刊 1頁 写図有）
- ◆同上「NOVA:社員積立金流用 元社長側が控訴」（2009.9.3 朝刊 26頁 写図有）
- ◆同上「NOVA:社員積立金流用 元社長、2審も実刑—大阪高裁判決」（2010.12.2 夕刊 11頁 写図有）
- ◆同上「NOVA:社員積立金流用 元社長の上告棄却 懲役2年確定へ」（2012.11.22 朝刊 30頁 写図有）

事件の背景、発端、経過から
その後、参考文献を記載